

岡山理科大学アントレプレナーシップセンター規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学アントレプレナーシップセンター規程（以下、「本規程」という。）は、岡山理科大学学則第67条第3項に基づき、岡山理科大学アントレプレナーシップセンター（以下、「本センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本センターは、アントレプレナーシップ教育に関する研究と、岡山理科大学（以下、「本大学」という。）の教職員及び本大学学生へのアントレプレナーシップ教育の実施を目的とする。

2 本センターは、研究成果の社会実装を推進し、岡山理科大学発ベンチャー起業の支援ならびにエコシステムの形成を目的とする。

(構成員)

第3条 本センターに、センター長を置く。

- 2 センター長を補佐する目的で、センター次長を置くことができる。
- 3 センター長及びセンター次長の任期は、岡山理科大学教育職員役職者の任命についての細則の定めによる。
- 4 必要に応じて、センター員を置くことができる。

(センター員)

第4条 本センターは、次の各号に定めるセンター員を受け入れることができる。

- (1) 本大学の専任教職員
- (2) その他センター長が必要と認めた者

(招へいセンター員)

第5条 他大学、地方公共団体、民間企業等の学外有識者の中から、本センターの業務に必要と認められる者を招へいセンター員として委嘱することができる。

- 2 招へいセンター員は、研究・社会連携機構会議を経て、研究・社会連携機構長が学長に推薦し、学長が委嘱する。
- 3 招へいセンター員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- 4 招へいセンター員は、本大学の教育、研究に支障がない範囲において、本センターの業務を遂行するために、センター長の許可を得て本大学の施設・設備等を使用することができる。

(重要事項の審議)

第6条 本センターの管理及び運営に関する重要事項は、研究・社会連携機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(センター会議)

第7条 本センターの管理及び運営に関する事項を協議するために、センター会議を置く。

2 センター会議の運営については、別に定める。

3 センター会議の構成員は、センター長、センター次長、センター員およびその他センター長が必要と認めた者とする。

(活動成果の公表)

第8条 本センターは、活動成果を毎年度公表する。

(事務)

第9条 本センターの事務は、研究・社会連携部が担当する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、研究・社会連携機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和7年11月26日 第8回 大学協議会)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。